

浅口市庶務管理システム及びグループウェアシステム導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

浅口市（以下「本市」という）で現在稼働している庶務管理システム及びグループウェアシステムが、令和5年度中にサポート終了を迎えるため、新システムを導入する必要がある。

自治体 DX 推進の観点から、新システムの導入により、職員の利便性を向上させ、業務効率・生産性の改善に資することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

浅口市庶務管理システム及びグループウェアシステム導入業務

(2) 業務内容

別紙1「浅口市庶務管理システム及びグループウェアシステム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで ※システムの運用開始時期については仕様書を参照

3. 提案上限価格

6,120千円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

※提案見積書①が、この金額を超える場合は、失格とする。提案見積書②の額及びカスタマイズ費用は提案上限価格には含まないが、評価の対象とする。

4. 事業者の選定方法

事業者選定については、価格のみではなく、業務実績、専門性、技術力、企画力などを総合的に評価し、本市の求める事業内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 令和5年度浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (7) 本事業は、複数の事業者による共同提案も可能とする。この場合、以下の要件を満たすこと。
  - (ア) 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は、代表事業者が行うこと。
  - (イ) 構成事業者全てが、上記（1）～（6）の参加資格を満たしていること。
  - (ウ) 共同提案を行う場合は、「様式第5号 共同提案に関する申請書」を提出すること。

## 6. スケジュール

- (1) 公告 令和5年9月6日（水）
- (2) 質問期限 令和5年9月13日（水）17時まで
- (3) 質問回答期限 令和5年9月19日（火）17時まで
- (4) 企画提案書等提出期限 令和5年9月25日（月）17時まで
- (5) プレゼンテーションの実施予定 令和5年9月29日（金）
- (6) 審査結果通知 令和5年10月上旬頃予定
- (7) 契約締結 令和5年10月下旬頃予定

## 7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類  
別紙2「企画提案書等提出書類一覧」に掲げる書類
- (2) 提出先  
浅口市役所企画財政部デジタル戦略課
- (3) 提出方法  
PDF形式にて、電子メールもしくは大容量ファイル送受信サービスで提出するものとする。  
メールアドレス johoh@city.asakuchi.lg.jp  
※電子メールによる添付ファイルのサイズ上限は8MBであるため、作成した提出書類については、CD-RまたはDVD-Rにて提出しても差し支えない。
- (4) 提出期限  
令和5年9月25日（月）17時まで
- (5) その他  
提出期限以降における提出データの差替及び再提出は認めない。

## 8. 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

- (1) 提出先  
浅口市役所企画財政部デジタル戦略課  
電子メール：johoh@city.asakuchi.lg.jp
- (2) 質問方法  
電子メールで「様式第7号 質問表」を送付すること。
- (3) 質問期限  
令和5年9月13日（水）17時まで

(4) 質問への回答

令和5年9月19日(火)17時までに、当市ホームページ上に掲載する。

(5) その他

評価等に影響を及ぼす恐れのある質問については受け付けない。

また、質問に対する回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9. プレゼンテーション

(1) 実施日は令和5年9月29日(金)を予定している。詳細は提案書提出後に連絡する。

(2) 場所は浅口市本庁3階会議室(岡山県浅口市鴨方町六条院中3050)を予定している。

(3) プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」をもとに行うこと。

※企画提案書以外の資料や補足資料の配布等は認めない。

(4) プレゼンテーションの時間は、説明50分(システムの操作デモを含む)以内とし、質疑応答10分程度とする。(準備及び片付け5分程度)

(5) プレゼンテーションに必要な機器(パソコン等)は提案事業者が用意すること。

※大型モニター、HDMIケーブルは本市で用意する。

(6) プレゼンテーション出席者は、3名以内(共同提案の場合、全構成事業者を合わせて5名以内)とする。

(7) プレゼンテーションについては、公平性を確保するため非公開とする。

(8) プレゼンテーションの実施順は、提案書の受付順とする。

10. 審査方法及び評価基準

市職員で組織する審査委員会において、別紙4「評価基準」の項目を総合的に審査・評価し、点数の合計が満点の5割以上であった者のうち、最高点の提案者を優先交渉事業者として選定する。

なお、最高点の者が複数となった場合、導入費用と5年間の利用料の見積金額の合計が最も安価な者を上位とし、この金額も同じ場合は審査委員会の採決により決定する。提案者が1者の場合も総評価点が満点の5割以上であれば有効とする。

11. 審査結果の通知

(1) 審査の結果について、審査終了後すべての提案者(共同提案の場合は代表事業者)に電子メールで通知する。

(2) 審査の経過及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

12. 契約

審査の結果、優先交渉事業者と本業務仕様の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し優先交渉事業者と契約が締結できない場合は、次点候補者と契約を行うものとする。

(1) 優先交渉事業者と契約交渉が成立しない場合

(2) 優先交渉事業者が契約の締結を辞退した場合

(3) その他の理由により優先交渉事業者と契約の締結が不可能となった場合

### 13. 業務の範囲

本業務の範囲は、仕様書を基本とするが、本市の判断により、契約締結時において、提案者が行った提案内容を追加、変更できるものとする。

### 14. 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書を提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (3) 上限価格を超えた見積りを提出した場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合
- (6) 本事業の仕様書の内容を満たしていない場合
- (7) 提出が必要な書類が揃っていない場合

### 15. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。
- (5) 提案書類の著作権は提案事業者に帰属するが、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。ただし、提案事業者の承諾なく、他自治体などの外部機関への公開・配布はしない。
- (6) 「様式第1号 参加申請書」を提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに「様式第8号 参加辞退届」を提出すること。
- (7) 本プロポーザルにより得られた情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写等をしてはならない。
- (8) 提案するシステムのバージョンアップ予定がある場合は、可能な限りバージョンアップの内容、時期などを提案書内に記載すること。

### 16. 担当部署

名称：企画財政部 デジタル戦略課

所在地：岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

連絡先：電話 0865-44-7008 (デジタル戦略課)

FAX 0865-44-5771

メールアドレス joh@city.asakuchi.lg.jp